

## 鈴鹿大学及び鈴鹿大学短期大学部における公的研究費に関する行動規範

平成 28 年 2 月 10 日  
制 定

本行動規範は、公的研究費を使用する上で、学校法人享栄学園（以下「学園」という。）に勤務する者（常勤、非常勤を問わない）の行動の指針を明らかにするために制定する。

- 1 研究の実施及び公的研究費の管理、使用にあたっては、法令、関係規則、学内の諸規程、使用ルールを遵守し、研究費を不正に使用しないこと。
- 2 公的研究費の取扱いに関する研修に積極的に参加し、法令、関係規則、学内の諸規程、使用ルールの理解に努めること。
- 3 公的研究費が国民の税金あるいは企業などからの支援によるものであることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚すること。
- 4 個人の発意で提案し、採択された研究費であっても、機関による管理が必要であることを理解し、行動すること。
- 5 公的研究費の不正使用が疑われる場合は、公益通報制度により報告、相談等の適正な措置を取り、不正や不法等の拡大や再発を防ぐこと。

### 附 則

この行動規範は、平成 28 年 2 月 10 日から施行する。